

7 高長社第 1432 号

令和 7 年 12 月 25 日

各介護保険事業所 管理者 様

各高齢者関係施設 管理者 様

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課長

福祉・介護職員等処遇改善等緊急支援事業についてのお知らせと需要調査のお願い

日ごろから介護保険行政及び高齢者福祉行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和 7 年 12 月の県議会において、長期化する物価高騰への対応や介護職員等の処遇改善を図るため、介護事業所等を対象とした支援事業に関する予算が議決されたところです。

つきましては、取り急ぎ、事業の概要資料（別紙 1）を送付させていただきます。

事業の詳細はまだ国により決定されていないため、決まり次第、申請時期等についてお知らせします。

なお、別紙 1 に記載の（2）介護事業所等サービス継続支援事業の執行に当たり申請予定額を把握する必要があるため、需要調査票（別紙 2）に必要事項を記載のうえ、令和 8 年 1 月 9 日（金）までにメールで返信いただくようお願いいたします。（申請しない場合も回答をお願いします。）（メールアドレス：j-kourei@ken.pref.kochi.lg.jp）

また、（1）福祉・介護職員処遇改善等支援交付金については、原則として処遇改善加算を取得（又は見込み）している介護保険サービス事業所・施設（ただし、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与・販売を除く）を対象に交付する予定です。

その他の上乘せの要件としては、①訪問、通所サービス等ではケアプランデータ連携システムに加入（又は見込み）であること、②施設、居住サービス、多機能サービス、短期入所サービス等では生産性向上加算Ⅰ又はⅡを取得（又は見込み）であることなどが要件となります。

このため、現時点で上記の加算を取得されていない介護保険サービス事業所・施設におかれましては、取得に向けた準備を行っていただくようお願いいたします。